

椎の木

SHII-NO-KI

平成26年度
税制改正大綱



(写真提供：目黒区役所)

目黒の歳時記：碑文谷公園の鯉のぼり

東急東横線学芸大学駅近くの碑文谷公園・弁天池に春ともなれば鯉のぼりが風になびきます。碑文谷公園は、昭和8年に誕生した古い公園で、弁天池にはボート乗り場があり、ゆっくりボートに乗りながら四季折々の景色を楽しむことができます。弁天池は、その昔、荏原郡碑文谷村共有の水田灌漑用ため池で、村人の「命の水」でした。太鼓橋でつながる池の中の小島には、昔から地域の方々の手で管理されてきた巖島神社があり、神社手前の松の木の冬の風物詩「雪つり」とともに、地域住民や利用者に親しまれています。



巖島神社

Contents

目黒の歳時記	1	支部紹介	9
税制改正大綱	2	新入会員紹介／使用済み切手寄付	10
税務署からのお知らせ	4	外国人留学生のお国紹介(6)	11
都税事務所だより	6	イベント情報	12
区役所だより／健康エッセイ	7	編集子／編集後記	14
税に関する絵はがきコンクール	8		

目黒法人会は、目黒税務署管内の企業及び目黒法人会の事業に賛助する方々が会員となり、“税”を中心に地域企業の健全な発展、地域社会への貢献を目的として活動しています。

平成26年度 税制改正大綱

中小企業投資促進税制や 交際費課税の拡充など 法人会の改正要望が実現！

政府は、平成25年12月24日に平成26年度税制改正大綱について、閣議決定しました。デフレ脱却・経済再生に向け、中小企業投資促進税制や交際費課税の拡充に加え、民間投資と消費の拡大、地域経済の活性化等のための税制措置などが盛り込まれました。また、復興特別法人税が1年間前倒しで廃止されることなどがうたわれています。主な内容をお知らせします。

法人税関係

■中小企業投資促進税制の拡充
生産性向上につながる設備を取得した場合に、即時償却または税額控除が認められます。

■生産性向上設備投資促進税制の創設
生産性向上設備等を取得して事業の用に供した場合

は、特別償却又は税額控除が認められます。平成28年3月末までに取得したものであれば即時償却が認められます。

■交際費課税制度の拡充
大法人は、交際費の額のうち飲食費用の50%について損金として認められることとなります。なお、中小法人については、従来通り800万円までを全額損金算入

する方法と、飲食費用の50%を損金算入する方法との選択適用が可能となります。平成26年4月1日以後開始する事業年度から適用になります。

■復興特別法人税の1年前倒し廃止
復興特別法人税が1年間前倒しで終了することになります。

■所得拡大税制の延長及び要件の緩和
平成25年度の税制改正で創設された所得拡大税制の適用年度が2年延長され、従来5%以上とされていた給与支給増加割合が、平成27年3月末までに開始する事業年度(平成25年度・平成26年度)については2%以上まで引き下げられ、非常に使いやすくなります(27年度は3%以上)。現在進行中の年度から、改正の影響を受けるので注意が必要です。

■民間企業によるベンチャー投資促進税制の創設
特定新事業開拓投資事業計画について認定を受けたファンドへ投資を行った場合に、その投資額の80%までを準備金として積み立てることとで、損金算入が認められます。平成26年4月1日以後に終了する事業年度から適用されます。

■国家戦略特別区域における税制優遇措置の創設
国家戦略特別区域において機械等を取得した場合に、特別償却又は税額控除ができる制度が創設されます。

所得税関係

■給与所得控除の見直し

平成25年分から給与収入が1500万円を超えた場合は、給与所得控除の金額は245万円が上限となりました。それが、平成28年分は給与収入1200万円を超える場合、給与所得控除は230万円に、平成29年以後は給与収入1000万円を超える場合、給与所得控除は220万円に上限が引き下げられます。

■NISAの利便性向上

1年単位でNISA口座を開設する金融機関の変更が認められるとともに、NISA口座を廃止した場合、翌年以降にNISA口座の再開設が認められます。

■ゴルフ会員権・リゾート会員権等の譲渡損失の損益通産廃止

平成26年4月以降は、ゴルフ会員権・リゾート会員権等を売却した場合の損失を他の所得と通算することが認められなくなります。

相続税関係

■医療継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置の創設

認定医療法人の出資持分を相続又は遺贈により取得した場合、一定の場合に相続税額のうちその認定医療法人の持分に対応する相続税額について、納税猶予が認められます。また、計画通りに持分のない医療法人に移行した際には、その猶予額が免除されます。

認定医療法人について、他の相続人の持分放棄により課税される経済的利益に対する贈与税について、納税猶予を認め、計画通りに持分のない医療法人へ移行が完了すれば、その猶予額が免除されます。なお、認定を受けられる期間は、認定制度の施行の日から3年以内とされています。

消費税関係

■簡易課税制度のみなし仕入率の見直し

簡易課税制度におけるのみなし仕入率が、従来の5種類

から6種類に変更になります。のみなし仕入率は、第1種は90%、第2種は80%、第3種は70%、第4種は60%、第5種が50%と従来通りで、新しくできた第6種は40%となります。この改正は、平成27年4月1日以後開始する課税期間から適用されます。

なお、不動産業は、従来は第5種に分類されていたが、改正後は第6種事業に分類されることとなります。また、金融保険業は、従来は第4種に分類されていましたが、改正後は第5種に分類されることとなります。

その他

■車体課税の見直し

自動車重量税
平成26年4月からエコーカー減税が拡充され、経年車に対する課税が強化されます。

・自動車取得税

平成26年4月から自動車取得税の税率が引き下げられます。

・自動車税

環境負荷の大小による自動車税の特例措置(いわゆる

自動車税のグリーン化)が拡充のうえ2年延長されます。
・軽自動車税
平成27年4月以後に新規取得される新車について、軽自動車税が引上げられます。
平成28年4月から経年車重課制度が導入されます。

■国際課税原則の見直し

非居住者・外国法人に対する課税原則が、総合主義から帰属主義へ変更になります。

■地方法人課税の見直し

法人住民税法人税割の税率が引き下げられ、新たに「地方法人税(仮称)」「国税」が創設されます。地方法人特別税(国税)については、規模が縮小され法人事業税に還元されます。「地方法人税」はその全額が地方交付税の原資に繰り入れられ、地域間の税収偏在の是正に充てられます。

☆記事内容についてのお問合せは…

TSK税理士法人
税理士 飯田聡郎
TEL 03-53363-5058
FAX 03-53363-5449
HP <http://www.iida-office.jp/>

東京法人会連合会

給与等支給額を増加させた場合に適用できる法人税額の特別控除制度です。 **税務署からのお知らせ**

雇用促進税制 (雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除)

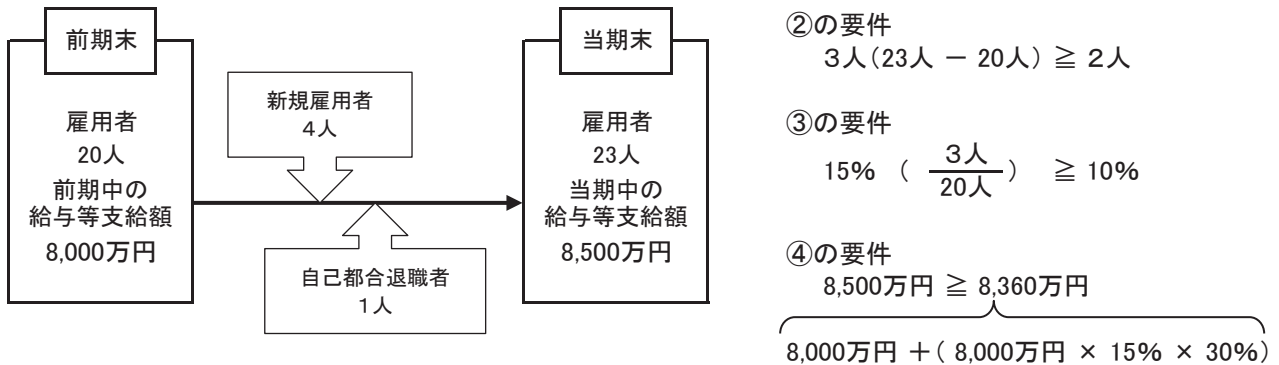
● 制度の概要

青色申告法人が、平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度において、次の①～⑤までの要件をいずれも満たし、次の①～③の要件について証明がされるなど一定の場合に該当するときは、40 万円（※）に基準雇用者数を乗じて計算した金額の特別税額控除ができます。ただし、当期の法人税額の 10%（中小企業者等については、20%）相当額が限度です。

- ①前期末及び当期に事業主都合による離職者がいないこと
- ②基準雇用者数 ≥ 5 人（中小企業者等は 2 人）
 - ・基準雇用者数 = 当期末の雇用者の数 - 前期末の雇用者の数
- ③基準雇用者割合 ≥ 10%
 - ・基準雇用者割合 = $\frac{\text{基準雇用者数}}{\text{前期末の雇用者の数}}$
- ④給与等支給額 ≥ 比較給与等支給額
 - ・給与等支給額とは、当期の損金の額に算入される給与等（雇用者に対して支給するものに限られます。）の支給額
 - 比較給与等支給額 = 前期の給与等の支給額 + (前期の給与等の支給額 × 基準雇用者割合 × 30%)
- ⑤雇用保険法第 5 条第 1 項に規定する適用事業（一定の事業を除きます。）を行っていること

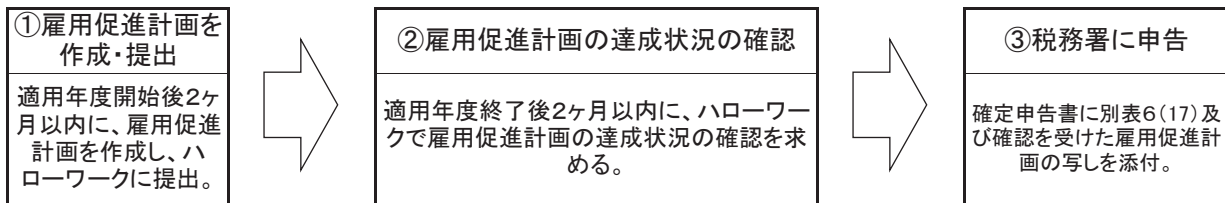
※ 平成 25 年 3 月 31 日以前に開始した事業年度については、基準雇用者 1 人当たり 20 万円です。

● 制度のイメージ図（中小企業者等の場合）…イメージを伝えるために数字を簡略化しています。



特別税額控除 = 40 万円 × 3 人 = 120 万円 (法人税額の 20%が限度)

● 確定申告までの流れ（所得拡大促進税制との併用はできません。）



● 用語説明等

中小企業者等	所得拡大促進税制と同じです。別表 6 (17) 記載の仕方を参照してください。
雇用者	この制度における雇用者とは、法人の使用人のうち雇用保険の一般被保険者であるものをいい、役員の特典関係者及び使用人兼務役員は除かれます。
雇用促進計画	雇用促進計画の提出に係る様式や手続方法等については、厚生労働省のホームページをご覧ください。また、所轄の公共職業安定所へお尋ねください。

(注意事項) 国税庁ホームページや厚生労働省ホームページのパンフレット及び平成 26 年度税制改正の内容を基に作成しました。適用法人が合併法人等の場合や、使用人の中に高齢雇用者が含まれる場合は、税務署（法人課税第 1 部門）若しくは電話相談センター（本制度の一般的なお問い合わせの場合）にお問い合わせ下さい。平成 26 年 4 月 1 日現在法令に基づいて作成しています。

所得拡大促進税制 (雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除)

● 制度の概要

青色申告法人が、平成 25 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度において、国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、次の①～③までの要件をいずれも満たす場合には、その雇用者給与等支給増加額の 10%相当額の特別税額控除ができます。ただし、当期の法人税額の 10% (中小企業者等については 20%) 相当額が限度です。

①雇用者給与等支給増加額 ≥ 基準雇用者給与等支給額 × 2% (※)

- ・雇用者給与等支給額とは、当期の損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額
- ・雇用者給与等支給増加額 = 雇用者給与等支給額 - 基準雇用者給与等支給額
- ・基準雇用者給与等支給額とは、基準事業年度 (平成 25 年 4 月 1 日以後開始する各事業年度のうち最も古い事業年度の開始の日の前日を含む事業年度) の雇用者給与等支給額

②雇用者給与等支給額 ≥ 比較雇用者給与等支給額

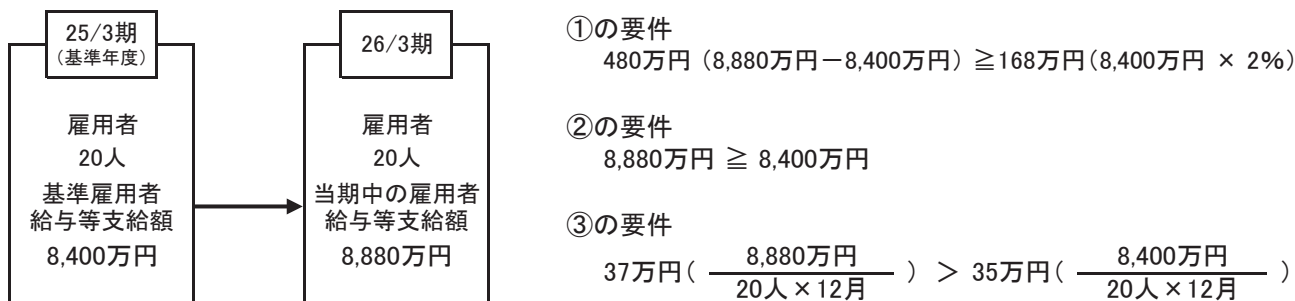
- ・比較雇用者給与等支給額とは、前期の雇用者給与等支給額

③平均給与等支給額 > 比較平均給与等支給額

- ・平均給与等支給額 = $\frac{\text{雇用者給与等支給額} - \text{日雇い労働者に対する給与等の支給額}}{\text{適用年度の給与等月別支給対象者の数の合計数}}$
- ・平均給与等支給額の計算では、継続雇用者に限定して計算します
- ・比較平均給与等支給額とは、前期の平均給与等支給額

※ 平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度は 3% となり、平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度は 5% です。

● 制度のイメージ図 (26 年 3 月決算、中小企業者等の場合) …イメージを伝えるために数字を簡略化しています。



特別税額控除 = 480 万円 × 10% = 48 万円 (法人税額の 20%が限度)

● 確定申告の際の注意事項

確定申告書に別表 6 (20) を添付してください。なお、雇用促進税制との併用はできません。

● 用語説明等

国内雇用者	この制度における雇用者とは、法人の使用人のうち国内の事業所に勤務する雇用者をいい、役員の特典関係者及び使用人兼務役員は除かれます。
雇用者給与等支給額	その給与等に充てるために他の者から支払いを受ける金額がある場合には、その金額を控除した金額となります。
中小企業者等	中小企業者又は農業協同組合等をいいます。なお、中小企業者とは、資本金の額若しくは出資金の額が 1 億円以下の法人のうち一定の法人以外の法人をいいます。詳しくは、別表 6 (20) 記載の仕方を参照してください。

(注意事項)

国税庁ホームページや経済産業省ホームページのパンフレット及び平成 26 年度税制改正の内容を基に作成しました。新設法人や合併法人等、また前事業年度と月数が異なる場合などは、税務署 (法人課税第 1 部門) 若しくは電話相談センター (本制度の一般的なお問い合わせの場合) にお問い合わせ下さい。平成 26 年 4 月 1 日現在法令に基づいて作成しています。

東京都主税局ホームページ <http://www.tax.metro.tokyo.jp/>

都税事務所だより

23 区内の都税事務所の所管区域にご注意ください

23 区内において、個人事業税、法人事業税・地方法人特別税・法人都民税の課税事務は9つの都税事務所で、事業所税の課税事務は4つの都税事務所で行っています。その他の税に関しましては、お近くの都税事務所等にお問い合わせください。

＜所管都税事務所一覧＞

	千代田区	文京区	荒川区	北区	足立区	中央区	江東区	江戸川区	台東区	墨田区	葛飾区	港区	品川区	大田区	新宿区	中野区	杉並区	渋谷区	目黒区	世田谷区	豊島区	板橋区	練馬区
所管都税事務所	千代田		荒川		中央			台東		港	品川		新宿		渋谷			豊島					
事業所税	千代田			中央					港		新宿												

- 個人事業税、法人事業税・地方法人特別税・法人都民税、事業所税に関するお問い合わせや申告・届出等は、一覧の所管都税事務所までお願いします。
 - 住所・主たる事務所等が所在する区の都税事務所の窓口においても、申告書等の受付を行います。お問い合わせは所管都税事務所までお願いします。
 - 納税（課税）証明書の発行は、すべての都税事務所・都税支所・支庁で行います。事務手続上、申告・納付後おおむね1～2週間以内に納税証明書を申請される場合は、領収証書の原本（領収印のあるもの）と申告書の控え（受付印のあるもの）の両方をお持ちください。
- *固定資産税（償却資産）の申告等については、資産の所在する区にある都税事務所までお願いします。

都税を納付できるコンビニエンスストアが増えました

平成26年4月1日より、新たに「ニューヤマザキデイリーストア」及び「ヤマザキスペシャルパートナーショップ」において、都税の納税が可能となりました。

納付可能な納付書は、他のコンビニエンスストアと同様に、バーコードが記載されている納付書（1枚あたりの合計金額が30万円までの納付書）に限ります。

都税を納付できるコンビニエンスストア		
<ul style="list-style-type: none"> ・くらしハウス ・サークルK ・スリーエフ ・デイリーヤマザキ ・ポプラ ・ヤマザキスペシャルパートナーショップ ・MMK 設置店（コンビニ以外の店舗を含む。ただし、無人端末は除く） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ローソン ・ココストア ・生活彩家 ・ニューヤマザキデイリーストア ・ミニストップ 	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ・ストア ・スリーエイト ・セブン-イレブン ・ファミリーマート ・ヤマザキデイリーストア

※コンビニエンスストアで納税する際は、「レジ発行のレシート」と「領収証書（領収印が押されたもの）」の2つを必ずお受け取りください。

お問い合わせ先 目黒都税事務所徴収課徴収管理係 03-3715-1111 または
主税局徴収部徴収指導課収入管理指導係 03-5388-3043

区役所だより

研修会講師を派遣いたします

消費者相談員による出張講座

問：目黒区消費生活センター Tel (3711) 1133

会社の研修会・新人研修や地域・

グループの集まりなど（5人以上）

に消費者相談員が何い、悪質商法や契約トラブルを中心に、消費生活の問題についてお話しします。

皆様のご都合にあわせて伺うことができますので、研修会が多く行われるこの季節に、ぜひご利用ください。

費用

無料

（会場をご用意ください。ご用意できない場合はご相談に応じます）

日時

1回当たり30分〜2時間程度です。

※夜間や土・日曜・祝日についてはご相談ください。（年末年始を除く）

テーマ例

- ・消費者被害の実態と悪質商法への対処法
- ・クーリング・オフできる契約、できない契約
- ・若者をねらった悪質商法への対策やクレジットカード利用のポイント
- ・若者に多い消費者トラブルの予防と対処法
- ・携帯電話やインターネットのトラブルと対処法
- ・高齢者をねらった悪質商法



目黒区役所ホームページ <http://www.city.meguro.tokyo.jp/>

健康エッセイ

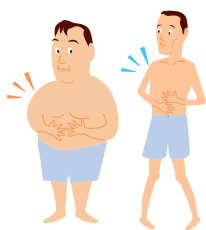
『サルコペニア肥満』

第5支部 副支部長
(有)バイタスジャパン

長谷川 倫子

サルコペニア肥満についてはご存じの方もいらっしゃると思いますが、サルコは筋肉、ペニアは減少という意味から想像できますように、ダイエットなどで一見痩せているのに脂肪が多く筋肉の少ない状態を言います。

サルコペニア肥満は誰にでも起こりうる現象で、日頃から筋肉を減らさないよう心がけることが大切です。筋肉は30歳を過ぎると年1%の割合で減少していくと言われ、30代からは特に注意が必要です。運動をしないで食べる量を減らすだけのダイエットなどが、それに拍車をかけます。若いうちから筋肉量を落とさないことが大切です。



サルコペニア肥満になると高血圧・糖尿病・骨折・転倒・寝たきりになるリスクが大きい等、日常生活に支

障をきたすことが多くなります。割合として4人に1人は予備軍と言われていています。

対策としては、食事療法や有酸素運動と簡単な筋トレがあげられます。

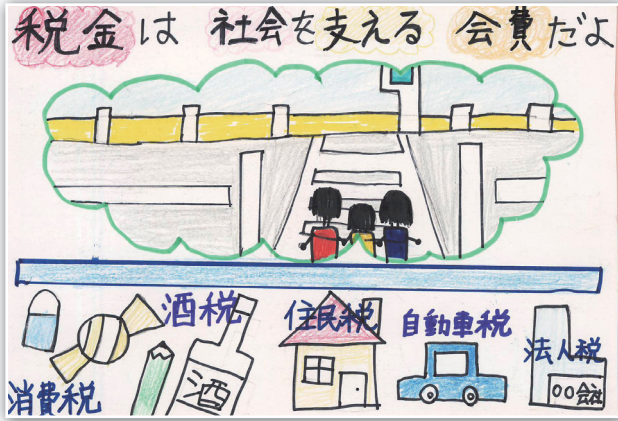
サルコペニア肥満を予防する食事は、筋肉を作るのに大切なたんぱく質の食物として赤身の肉や魚、大豆製品、牛乳等（BCAA群）とその吸収を助ける栄養素としてゴマ、きな粉、豚ひれ肉、玄米等（ビタミンB群）が良いとされています。

次に筋肉を作る対策として、大きい筋肉群のある下半身を鍛えることが重要です。筋肉は何歳になっても作ることができます。下半身の筋トレとしては、スクワットやもも上げ、かかとを上げ下げしての爪先立ち等があげられます。ゆつくりと1回につき3秒ほどかけて行うことが大切です。なかでもスクワットが一番効果的です。

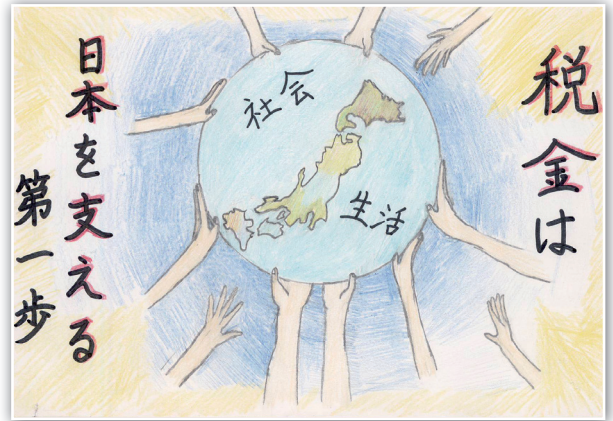
いずれの運動も無理をせずに、最初は少ない回数から徐々に増やしていくなど、自分に合ったペースで長く続けることが大事です。

第1回 税に関する絵はがきコンクール 受賞作品の紹介

法人会では、租税教育活動の一環として、わが国の将来を担う子供たちに税を正しく認識してもらうとともに、図工学習にも貢献するため、会員企業の女性経営者で組織する女性部会が主体となって、小学生を対象とした「税に関する絵はがきコンクール」を実施しています。多くの応募から選ばれた目黒法人会平成25年度の結果は以下のとおりです。



目黒税務署長賞
中目黒小学校4年 久保茜音さん



目黒法人会長賞
菅刈小学校5年 河竹史緒さん



税制税務委員長賞
菅刈小学校5年 高橋めぐみさん



女性部会長賞
菅刈小学校5年 和泉こゆきさん



菅刈小学校6年
野口美都さん

菅刈小学校5年
柴田七海さん

碑小学校4年
印南若菜さん

菅刈小学校3年
渋井陽花さん

碑小学校6年
与田愛美さん

(学年は3月末現在)

第10支部の名所

第10支部 監事

協和印刷工業(株)代表取締役

藤野 要

第10支部の区域には碑文谷八幡宮、円融寺、サレジオ教会と名所があります。すので少し紹介させて頂きます。

円融寺本堂釈迦堂は室町時代の初期に建立されたとき、入母屋造りの美しい屋根の姿をしていて国指定

重要文化財です。円融寺の山門から立会川緑道を右に曲がると碑文谷八幡宮の参道につながります。碑文谷八幡宮の最初の鳥居をくぐると、両側に染井吉野の古木が並び、春になると淡紅白色の花が咲き花見客で大

変な賑わいになります。

現在の社殿の右には碑文谷の地名の起源となったと言われる碑文石が展示されている。この碑文石は室町時代のものとされ、中央に「大日」左に「勢王」右に「観音」の意味を表す梵字が刻まれています。境内には櫻・椎・楠などがよく茂っていて清々しい気分がさせられます。

秋の例大祭には各町会の神輿や山車が練り歩いて都内有数の境内は多くの露店が並び前へ進めないほどの人であふれ、活気に満ち溢れています。少し北にあるサレジオ教会はカトリック東京教区の教会並びにその聖堂です。「江戸のサンタ・マリア聖堂」として1954年にサレジオ会によって建立され、サレジオ教会として親しまれています。クリスマスには、マリア像と共にイエス誕生の馬小屋のオブジェが飾られ道行く人の目を惹きつけています。

支部の活動としては、本来の目的である税務知識の普及、よき企業・よき経営者・よき市民の団体としての活動に加えて、広く一般区民の方に情報を提供し、社会全体を通しての貢献をして行く事が必要です。

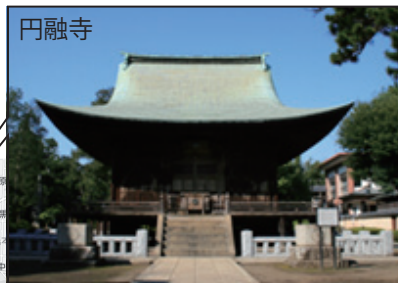
松永支部長は何事にも大変熱心に活動をする方で、年間を通しての計画を立てそれに則り各方面より先生をお招きしての勉強会、又講演会を実施して会員はもとより、地域一般の方達より大変な好評を得ています。

7月にはパソコン教室、パソコンセミナーを開催、8月は地域の方達を交えての納涼会、10月には毎年開催しています8、9、10支部の合同公演会の担当支部となり、昨年は株式会社鳥居情報研究所所長の鳥居邦夫氏をお招きして、食の安全の大切さをご講演いただきました。

今年に入り3月には一般公開講演会として区の担当職員による「消費税引き上げで区民の暮らしはどう変わる」をテーマに勉強会を行いました。

本部においても毎日の様に各種の勉強会が開かれており、活動も以前にも増して活発になっていきます。

当支部としましても本部の意向に沿ってより活動を強化していくよう努力していきますので、今以上のご指導、ご協力を会員始め一般の方々からいただければ幸いです。



	法 人 名	代 表 者	業 種
◆第1支部	駒場1～4丁目、大橋2丁目1～10番地 市沢不動産(株)	市 沢 芳 範	不動産業
◆第2支部	大橋1丁目・2丁目11番地～、青葉台1～4丁目、東山1～3丁目 (株)アクトロード (株)おげき (株)安土	窪 田 麗 尾 関 美 和 山 下 王	サービス業 教育、学習支援業 飲食店、宿泊業
◆第3支部	上目黒1～5丁目 エレクター(株) 幸コーポレーション(株) (株)CUBE (有)ホワイト (株)アポロ・ブラザーズ (有)DOOBIE (株)ホットスタッフ・エンターテイメント	柳 屋 隆 樋 口 正 平 嶋 村 慶 太 永 田 友 純 永 田 友 純 永 田 友 純 永 田 友 純	製造業 輸入販売 飲食店、宿泊業 複合サービス事業 サービス業 サービス業 サービス業 サービス業
◆第4支部	中目黒1～3丁目 (株)クロスブ	田 邊 俊 介	卸売・小売業
◆第5支部	中目黒4丁目、目黒3・4丁目、下目黒3～6丁目、中町1丁目 (株)幼児体育研究所 (株)タナカ	伊 東 昭 義 田 中 大 輔	教育、学習支援業 建設業
◆第6支部	三田1・2丁目、目黒1・2丁目、下目黒1・2丁目 (株)ビーエスシステム (株)サルページ シャンペール(合)	木 村 安 江 増 田 俊 二 郎 馬 場 信	教育、学習支援業 複合サービス事業 飲食店、宿泊業
◆第7支部	中目黒5丁目、中町2丁目、中央町2丁目、五本木1・2丁目、祐天寺1・2丁目 (合)グランディール ラブランジェリーピュール	山 本 明 徳 梶 原 利 之	教育、学習支援業 卸売・小売業
◆第9支部	五本木3丁目、鷹番1～3丁目、碑文谷2・4～6丁目 (株)遊子館 税理士法人 あおい 青木石油商事(株) 目黒営業所 コトブキワークス(株)	遠 藤 茂 松 島 達 雄 林 田 卓 石 田 浩 嗣	教育、学習支援業 サービス業 卸売・小売業 制作業
◆第10支部	原町1・2丁目、洗足1・2丁目、南1～3丁目、碑文谷1・3丁目 (株)ドラッグ第一 (株)リパティ (株)SHIAGEYA 特別会員 特別会員	福 田 隆 広 染 谷 登 喜 子 青 木 久 雄 青 木 英 二 青 木 早 苗	卸売・小売業 不動産業 サービス業 公務 公務
◆第11支部	大岡山1・2丁目、中根1・2丁目、平町1・2丁目、緑ヶ丘1～3丁目 (株)ソレイユ	佐 藤 恵 子	医療・福祉
◆第12支部	自由ヶ丘1～3丁目 (株)ガオカラボ	飯 島 健	サービス業
◆第13支部	柿の木坂1～3丁目、東が丘1・2丁目、八雲1～5丁目 (株)自由が丘倶楽部	古 山 真 由 美	サービス業
◆特別会員	中尾 明子	中 尾 明 子	サービス業

平成 25 年度社会貢献事業ご協力企業 (平成 25 年 4 月～26 年 3 月) 使用済切手、書き損じはがき等回収で協力いただいた方々



(有)アイ・プラザ	(株)グランリーブ	太洋車輛器材(株)	目黒信用金庫本店
(株)アクト綜研	工藤 鎮夫	高橋和美	友英設備工業(有)
(株)アサヒ電機製作所	京浜商工(株)	二幸建設(株)	やまう(株)
(株)石福	(株)光運社	(有)西山商店	渡辺印刷(株)
(有)漆原商店	神山建物(株)	日本ジー・ティー(株)	(株)渡辺電機製作所
小川エステート(株)	コモラーナ(株)	(有)バイタスジャパン	東横商事(株)
(株)北川商会	(有)サクラ電化サービス	(株)飛竜企画	(株)イクタ工業
協栄興業(株)	(株)サンクリヨン	(株)深澤商会	
協和印刷工業(株)	(有)信栄パートナーズ	堀井商事(株)	
(有)久保ビル	(有)鈴木瓦店	(有)本富	



上記以外、事務局に匿名でご寄付いただいた方々にも感謝いたします。法人会では使用済切手、書き損じはがき、ベルマークを集めています。少量でも構いません、ついでのごときに事務局にお持ち下さい。使用済み切手等は目黒区社会福祉協議会のめぐろボランティア・区民活動センターに集められ、区内のボランティアグループや老人クラブの手で整理され、専門業者により換金されます。平成 24 年度は使用済み切手122kg が集められ139,000円の売り上げとなり、ボランティア事業の資材購入等に利用されました。

外国人留学生の お国紹介(6)



東京工業大学大学院
土木工学
ジョナサン ピーク
(アメリカ合衆国)

私は東京工業大学の秋季学期が始まる昨年の夏も終わろうとしているところに日本に来ました。現在、土木工学修士を得るために頑張っています。より詳しく言いますと地盤の液化の原因と影響について学んでいます。日本に来たのは初めてではありませんが、5年の滞在計画は最も長いものになります。実際、故郷のジョージア州アトランタを今までで最も長く離れることになりました。

私はジョージア州とその首都アトランタが日本やアジアの諸国で有名になった3つの理由を発見しました。まず1番目としては、東京が2020年に2度目の夏季オリンピック開催地となりますが、アトランタも1996年にオリンピックが開催されたことです。2番目としては、およそ80年前に大ヒットとなった映画「風と共に去りぬ」です。ア

メリカ南北戦争が始まる頃のアトランタにおける古い南部の上流社会を描いたものでした。3番目は、ジョージア・コーヒーです。

アトランタオリンピックが開催されたのは厳然たる事実です。「風と共に去りぬ」で描かれた世界はいくぶん事実に近いでしょう。しかし、ジョージア・コーヒーの起源については困惑してしまいます。ジョージア州は農業が盛んな州ですがコーヒー豆の生産はありません。主な作物はピーナッツと桃で、なかでも桃の生産が突出しているため、「桃の州」とさえ呼ばれています。私が聞いた唯一の論理的な説明は、アトランタに本社を置くコココーラ社がジョージア・コーヒーを製造し、アジアの市場用にその名を付けたということです。このことはジョージア州について誤った印象をアジア諸国に与えてしまいました。

アトランタは今以上に有名であってもおかしくはないと思います。より大きな都市に行くには北か南に自動車でも10時間以上も移動しなければなりません。アトランタは紛れもなくアメリカ深南部の文化や経済の中心です。また誇れるものとして世界で最も混雑しているハーツフィールド空港や世界最大の水族館と露出花崗岩の山があります。

アトランタが重要な街である理由は前記のことばかりではなく、むしろアメリカ合衆国の歴史において果

たした役割にあります。深南部は農業地で綿花や他の作物を生産する大きな農園があり、必要な労働力は奴隷に頼っていました。これは南北戦争まで続き、国を二分する原因はいろいろとありましたが、その最も大きな理由は奴隷制度だと言われます。

「風と共に去りぬ」は当時のアトランタを表していますが、しばしば歴史的に不正確であるとか、人種差別に伴う惨事をうまく取り繕っているとか非難されます。何はともあれ、「風と共に去りぬ」は戦時中のアトランタの炎上や南部の被害を表現しています。終戦直後、南部は貧窮し、奴隷制度は廃止されても人種差別という新しい方法が行われ、黒人は基本的な人権である選挙権の行使や白人と同じトイレを使うことを妨害されました。

この組織的な人種差別は公民権運動により少数民族に法的平等が認められた1970年代まで続きました。マーチン・ルーサー・キング・ジュニアや他の卓越した指導者が運動の中心地をアトランタに置いていたということで、アトランタはこの変遷に重要な役割を果たしました。キング牧師が暗殺された後、アトランタに記念碑が建てられました。現在アトランタで

最も重要な名所になっており、また昔の人種差別に伴う惨事と未来への希望を理解するには非常に重要なものです。

現在の南部を理解するには過去を知る必要があります。アトランタは現在でも民族や経済力の違いによる大きな分裂があります。街の郊外に富が築かれ、中心部の多くの地域が荒廃しています。実際、郊外は家庭を築くには合衆国内で最良の場所の一つですが、街の中は最も犯罪発生率が高いところでもあります。住宅地の高級化や人種差別は政治を取り込み、一例としては北部の白壁の屋敷の地区に「望まれない人々」が侵入してこないように、市内電車の郊外への延伸に妨害がありました。

いろいろな問題はありますが、アトランタは世界で一番素晴らしい町のひとつであると強く信じています。今でも成長・発展し、大規模な芸術活動の発信地であります。アトランタの歴史と異文化が大きく入り混じり、国際的な都市が形成されました。東京に長く滞在するにつれ、自分のふるさとの役に立てるよう、アトランタの良い面も悪い面もよくわかるようになっていたいと思います。



南北戦争前に建てられた大邸宅

経営支援講座 「今、経営者がすべき 5つのこと」 (誰でも参加自由)	5月20日(火) 13時30分～	目黒法人会館 2階会議室	①ビジョンを作る・・・ゴールの設定 ②業績管理 ③幹部育成 ④後継者育成・・・事業承継の実情 ⑤企業改善の道筋を立てる
基礎法人税講座 (6回シリーズの3) (誰でも参加自由)	5月21日(水) 14時	目黒法人会館	・繰延資産の償却 ・役員の給与等 ・租税公課等 寄付金
基礎法人税講座 (6回シリーズの4) (誰でも参加自由)	5月28日(水) 14時	目黒法人会館	交際費等の範囲 損金不算入等 ・貸倒損失と貸倒引当金 ・圧縮記帳 受取配当等の損金不算入
基礎法人税講座 (6回シリーズの5) (誰でも参加自由)	6月4日(水) 14時	目黒法人会館	・有価証券の譲渡損益・時価評価損益 ・その他の損益 ・別表四と五(一)の作成 税率
基礎法人税講座 (6回シリーズの6) (誰でも参加自由)	6月11日(水) 14時	目黒法人会館	・同族会社と留保金課税 ・所得税額の控除 ・申告と納税 その他
社会人のための 歌舞伎鑑賞教室 (誰でも参加自由)	6月14日(土) 14時30分～	国立劇場 大劇場	・解説「歌舞伎のみかた・・・」 ・歌舞伎「ぢいさんばあさん」(森嶋外作) ・出演 中村扇雀 中村橋之助 ほか
第4回通常総会	6月16日(月) 16時30分～	目黒雅叙園	公益社団法人第4回通常総会
普通救命技術者 資格講習会 (誰でも参加自由)	7月11日(金) 18時～	目黒消防署 4階	救急処置法を楽しく知るとともに、大事な人命を救うために所定のカリキュラムを受講するとAED(自動体外式除細動器)の操作、心肺蘇生法などを含めた「普通救命技術者資格」が取得できます。
第51回目黒区商工まつり 経済講演会	7月25日(金) 17時30分～ (誰でも参加自由)	目黒区民 センターホール	演題：未定 講師：未定
第51回目黒区民まつり (租税教室) (税金クイズ等)	7月26日(土)～27日(日) 10時～17時 (誰でも参加自由)	目黒区民センター (目黒区目黒 2-4-36)	税を身近なものに感じてもらう機会を提供するとともに、税の大切さ、お金の大切さを理解することで、納税意識の高揚を図る目的で、税金クイズ、1億円レプリカ重さ体験コーナー、e-TaxPRコーナー等の実施
第48回中目黒 阿波踊り (目黒法人会連として参加)	8月2日(土) 18時30分より演技開始 (誰でも参加自由)	中目黒駅周辺 (目黒銀座商店街他)	・踊り手、楽器演奏へのご参加または運営等のお手伝いの方を募っています ・阿波踊り参加の方には練習会を行っています
普通救命技術者 資格更新講習会 (誰でも参加自由)	8月22日(金) 18時～	目黒消防署 4階	救急処置法を楽しく知るとともに、大事な人命を救うために所定のカリキュラムを受講するとAED(自動体外式除細動器)の操作、心肺蘇生法などを含めた「普通救命技術者資格」取得された方のための資格更新講習会です。

※上記以外にも、各種講演会・セミナー・勉強会などを企画・開催しておりますのでお問合せください

※セミナー・講演会・イベント等の参加、経営、税務、労務等の相談などのお問合せ、お申込みは公益社団法人目黒法人会事務局宛お願いします。 **FAX: 3712-8829 TEL: 3712-9588 Eメールアドレス: mg_info@tohoren.or.jp**
(他会員の方、会員以外に一般の方のご参加をお待ちしています)

セミナー・講演会・イベント・相談会参加申込書(コピーしてお使いください)

参加行事名	開催月日	参加者ご芳名	ご役職名・その他

お申込会社名:

TEL

FAX

お申込会社住所:

E-mail:

公益社団法人 目黒法人会イベント情報

(どなたでも参加できます。お待ちしております。)

公益社団法人 目黒法人会では、各種セミナー・講演会・説明会を開催致しております。毎週水曜日は「研修の日」とし、下記以外にも随時開催しておりますので、公益社団法人 目黒法人会事務局 (TEL: 3712-9588) までお問合せください。最新のイベント情報は、当会のホームページ (<http://www.tohoren.or.jp/meguro/>) をご覧ください。

行 事	日 時	会 場	内 容
人事労務 相談室 (誰でも参加自由)	相談予約は 法人会事務局へ (TEL 3712-9588)	法人会館 もしくは申込会社	人事労務の諸問題を事業経営のなかでいかに解決するか等相談コーナー ・人事・労務・賃金全般 ・社会・労働保険全般 (厚生年金、健康保険、労働保険など) ・経営・金融など相談全般
インターネットセミナー	ご不明の場合は 法人会事務局へ (TEL 3712-9588)	ご使用の パソコンから アクセス下さい	・目黒法人会のホームページから無料でセミナー がご覧いただけます (http://www.tohoren.or.jp/meguro/) ・会員以外の方もセミナーが無料で受講できます
新設法人説明会 (誰でも参加自由)	4月17日(木) 13時30分	目黒税務署	新設法人対象(会員不問) 税知識、会社設立に伴う税務手続きを親切に解説します(ホームページの新設法人企業経営者の皆様に) をご覧下さい
	6月24日(火) 13時30分		
	8月22日(金) 13時30分		
	10月21日(火) 13時30分		
	12月 8日(月) 13時30分		
決算法人説明会 (誰でも参加自由)	4月22日(火) 14時	目黒税務署	決算期を迎える法人対象(会員不問) 主に決算・申告の実務、法人税、消費税、印紙税、源泉所得税等を解説します。
	5月27日(火) 14時		
	6月20日(金) 14時		
	7月1日(火) 14時		
	8月26日(火) 14時		
	9月19日(金) 14時		
	10月17日(金) 14時		
中小企業向け補助金 上手な活用法 (誰でも参加自由)	4月16日(水) 14時～	目黒法人会館 2階会議室	「新規事業や新製品ののための補助金」「人材育成のための補助金」などのような施策の活用について
普通救命技術者 資格講習会 (誰でも参加自由)	4月18日(金) 18時～	目黒消防署 4階	救急処置法を楽しく知るとともに、大事な人命を救うために所定のカリキュラムを受講するとAED(自動体外式除細動器)の操作、心肺蘇生法などを含めた「普通救命技術者資格」が取得できます。
平成27年度 税制改正要望税務研修会	4月23日(水) 10時30分～	目黒法人会館	「平成27年度税制改正に関する検討テーマ」並びに「平成27年度税制改正要望案」についての研修会を開催
基礎法人税講座 (6回シリーズの1) (誰でも参加自由)	5月 7日(水) 14時	目黒法人会館	・法人税のあらまし 総則 ・法人税法上の「所得」 ・損益の期間帰属
基礎法人税講座 (6回シリーズの2) (誰でも参加自由)	5月14日(水) 14時	目黒法人会館	・棚卸資産 ・原価償却 償却方法と償却限度額 ・耐用年数 償却率 等
ウィー・ラブ・目黒・ラン デブー (目黒川一帯 清掃活動)	5月18日(日) 10時～ (誰でも参加自由)	中目黒公園集合 (山手通り、駒沢通り、目黒通り周辺)	「中目黒公園」を中心に半径2kmの半円に覆われる目黒川の西側で、山手通り・駒沢通り・目黒通り周辺などの清掃活動を実施します。

これからの予定
皆様のご参加をお待ちしております

第49回「中目黒阿波踊り」目黒法人会連参加者募集

日時：本番—平成26年8月2日(土)
午後6時30分より演技開始
練習—7月初旬より開始予定

場所：東急東横線中目黒駅周辺

※踊り手・楽器演奏へのご参加または運営等へのお手伝いをお願いできる方は下記までご連絡ください。



「目黒地域福祉のつどい」バザー出品物ご寄付のお願い

「目黒地域福祉のつどい」では、区民の皆様が地域福祉に関心を持っていただくため、ボランティアグループ・障害者施設・団体・企業等が協働し、模擬店や自主作品の展示販売・舞台披露・模擬店・バザー・体験コーナー等のイベントが、中目黒GTプラザにおいて開催されます。目黒法人会は女性部会が中心となるバザーに参加して、売り上げの一部は社会福祉活動に使われます。

日時：平成26年10月25日(土) 午前10時30分から午後3時30分頃まで

場所：中目黒GT 目黒区上目黒2-1-3

募集物品：お中元・お歳暮・引出物等にいただいたもの・ステイショナリー・石鹸・シャンプー・食器等・衣服等は未使用のものまたは新品同様で清潔なもの

回収方法：ご都合の良いときに、目黒法人会館までお持ちください。

(目黒区中町2-43-17 東京都水道局目黒営業所隣り)

募集期限：平成26年10月3日(金)

お問合せ・申込は公益社団法人目黒法人会事務局へ

Tel:3712-9588 Fax:3712-8829 E-mail: mg_fujie@tohoren.or.jp

編集後記

初めての編集長に戸惑いながらも(紆余曲折がありました)皆さんの協力を得て発行できたこと感謝いたします。反省点はたくさんありますが、できるだけ多くの皆さんに読んで頂ける誌面作りの難しさを知りました。

長谷川 倫子

国語力

編集子

毎年1月に実施される大学入試センター試験で国語の平均点が近年下がりに続いています。勿論、問題の難易度も関係しているでしょうが、それ以前に受験生の国語力が低下しているのではないかと私は考えています。

私は所謂団塊世代後の生まれですが、小学校高学年では、遠足、運動会、学芸会とイベントがある毎に作文を書かされ、読書感想文も年に数回書きました。ゆとり教育以前に小学校を卒業した我が子

ですが、小学校時代、作文を書いたのは年に何回あったのかを考えました。残念ながら我が子の作文を読んだ記憶は数多くはありません。まあ、私の記憶違い、子どもが見せていないこともあったでしょうから一概に判断はできませんが、我が子どもの頃作文を書いた時間は、他の指導に当てられていたのでしょうか。それから15年以上を経た現在でもその傾向に大きな変化はないと推察します。

書く機会が少なければ当然、その力は育ちません。文章の書く力以外にも語彙力、読解力、敬語の使い方等々、義務教育レベルでもっとその力を養うべきではないでしょうか。ことある毎に盛んなる小学校での英語教育に異を唱えるものではありませんが、同等かそれ以上に国語教育にも目が向くことを切望しています。

谷口 裕明



公益社団法人
目黒法人会会員



公益社団法人
目黒法人会会員

切り取って、決算シールとしてお貼りください。

東法連 特定退職金共済制度

従業員のための退職金を
計画的に準備できます。

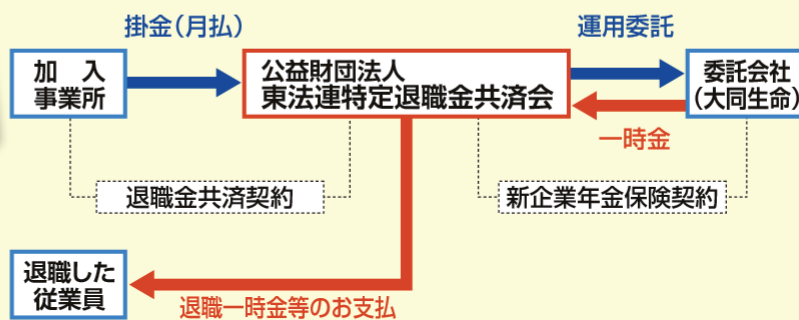


優秀な人材の確保、
定着化に役立ちます。

特退共制度の 5つの魅力

- ① 従業員1人につき1口1,000円(月額)から30口まで加入できます。
- ② 掛金は全額損金(または必要経費)に算入できます。
- ③ 過去勤務期間の通算の取扱いを利用できます。(新規加入時のみ)
- ④ 中退共(中小企業退職金共済制度)との重複加入が可能です。
- ⑤ 簡単な手続きで加入いただけます。

東法連特退共制度 の仕組み



この制度は大同生命と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。

公益財団法人東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会が母体となって昭和52年に設立されました。
- 所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を得て事業を開始し、現在約6千社の事業所に制度をご利用いただいております。
- 東京都知事の公益認定を受けて、平成24年10月に公益財団法人に移行しました。

資料請求・お問い合わせは

TTK 公益 東法連特定退職金共済会
財団法人

〒160-0002 東京都新宿区坂町13番地4 全法連会館3階
TEL: 03-3357-1641 FAX: 03-3357-1642
<http://www.tohoren-tokutai-kyo.or.jp>

穴熊。

			手術保障		傷害通院保障	
傷害後遺障害保障	傷害休業保障	疾病入院医療費用保障	入院保障			
死亡保障	高度障害保障	傷害医療費用保障				
社長	事業承継相談費用保障	疾病入院療養一時金保障				

穴熊とは二重の防御により王将を守り抜く、最も堅牢と言われる将棋の戦術の一つ。

経営者を守る幾重もの安心を「経営者大型総合保障制度」はご提供します。

※保障の組み合わせには、所定の制限があります。保障内容について、詳しくは「設計書(契約概要)」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

法人会会員のみなさまに

経営者大型総合保障制度 企業保障プラン 総合型V

(大同生命の定期保険 + AIUのベーシック傷害保険)



渋谷支社 第三営業課/東京都渋谷区道玄坂1-10-8
(渋谷道玄坂東急ビル3F) TEL 03-5489-6800

東京第五支店 営業一課/東京都新宿区西新宿2-4-1
(新宿NSビル14F) TEL 03-5320-2561

- ◎この資料は平成25年3月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。
- ◎この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなる場合があります。
- ◎この広告には、保険商品の内容のすべてが記載されているものではありません。ご検討・ご契約にあたっては、「設計書(契約概要)」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。また、ご不明の点などございましたら、引受保険会社または取扱者にお問い合わせください。

F-24-1041(平成25年2月25日)